

削減された「児童扶養手当」を改正前の制度に戻すことを求める意見書

厚生労働省では母子家庭の急増と財政難の折から支給総額を抑制するとして2002年（平成14年）8月1日に児童扶養手当法施行令を改正した。

所得制限限度額と手当額の見直しは次のとおりである。改正前は、母と子ども一人の母子家庭を例にとると、収入が2,048,000円未満までの場合は、全部支給額の42,370円。収入が2,048,000円以上で3,000,000円未満までの場合は、一部支給額の28,350円が、それぞれ支給されていた。しかし、今回の改正によって、収入が1,300,000円未満の場合は、全部支給額が支給され、1,300,000円以上で3,650,000円未満までの場合は、一部支給額が支給されるということになった。

また、支給額については、全部支給額は、これまでと同じ42,370円。一部支給額は、収入に応じて、42,360円から10,000円までの額となる。

厚生労働省によると今回の改正により、年間の予算削減額は約360億円、また支給額の減額対象者数は約33万人、現在の受給者総数の約46%が減額対象者となる。児童扶養手当法では、「児童扶養手当は、児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として支給されるもの」とされている。つまり、同手当は子どもの生活権、教育権の保障の手当とも言える。

長期の経済不況の中、収入の少ない母子家庭にとっては誠にきびしい改正内容であり、断じて容認できるものではない。

よって、政府においては児童扶養手当法の精神を歪めることの無きよう、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 削減された「児童扶養手当」を改正前の制度に戻すこと。
2. 母（父）子家庭世帯支援施策の拡充を図り、現行法・制度の後退は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2002年（平成14年）9月6日